

買戻抹消登記願の手続き等について

【必要書類】

- ①当公社の委任状（任意書式可）※参考書式 1
- ②登記原因証明情報（任意書式可）※参考書式 2
- ③登記事項証明書（コピー可）
- ④登記事項証明書と所有者が異なる場合、その事実が分かる書類（遺産分割協議書、売買契約書等の写し）
- ⑤登記事項証明書と住所が異なる場合、住民票等（コピー可）

【郵送】

- ①ご連絡先が分かるもの
※不備や質問等がある場合にご連絡させていただきます。
例)・ご本人が手続を行う場合、ご連絡してよい電話番号のメモ等。
※日中連絡が取れる番号の記載をお願いいたします。
・司法書士に依頼する場合、担当者の名刺等。
- ②返信用封筒に切手を貼付していただき、同封ください。

〈郵送先〉
〒460-8566
名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県住宅供給公社
総務企画課 経営企画グループ 買戻抹消担当
電 話 052-954-1331
FAX 052-951-9232

【手続き】

- ①嘱託登記となります。
- ②登記事項証明書はできる限り新しいものをお願いいたします。
- ③郵送の場合、当公社が関係書類を受理した日から、概ね1週間程度必要となりますのでご了承ください。
- ④当公社の理事長（委任者、義務者）名等につきましては、当公社のホームページ〈公社について（公社概要）〉をご確認いただくか、電話にてお問い合わせください。

買戻し抹消の手続きの流れ

1

書類を整える

- 当公社の委任状（任意書式可）※参考書式 1
- 登記原因証明情報（任意書式可）※参考書式 2
- 登記事項証明書（コピー可）
- 登記事項証明書と所有者が異なる場合、その事実が分かる書類（遺産分割協議書、売買契約書等の写し）
- 登記事項証明書と住所が異なる場合、住民票等（コピー可）



2

書類を公社に届ける

- 買戻し期間の満期等の確認及び本人確認を行います。
- 登記原因証明情報、委任状に公社が押印してお返しいたします。



3

法務局に行く

- 手元に戻りました、登記原因証明情報・委任状をお持ちになり、法務局にて諸手続きをお願いいたします。（手数料がかかります。）

委任状

住所

氏名 ご本人若しくは司法書士

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

登記の目的 番付記号買戻権抹消

原因 平成（昭和） 年 月 日 買戻期間満了

抹消すべき登記 平成（昭和） 年 月 日 受付第 号

権利者 住所

氏名

義務者 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号

愛知県住宅供給公社

不動産の表示 後記のとおり

令和 年 月 日

委任者 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号

愛知県住宅供給公社

理事長

不動産の表示

所 在
地 番
地 目
地 積

所 在
家屋番号
構 造
床 面 積

※マンションの場合

一棟の建物の表示

所 在
建物の名称

専有部分の建物の表示

家屋番号
建物の名称
種 類
構 造
床 面 積

敷地権の表示

土地の符号
所在及び地番
地 目
地 積
敷地権の種類
敷地権の割合

登記原因証明情報

1 登記嘱託情報の要項

- (1) 登記の目的 番付記 号買戻権抹消
- (2) 登記の原因 平成(昭和) 年 月 日買戻期間満了
- (3) 当事者 権利者 住所
氏名
義務者 愛知県住宅供給公社
- (4) 不動産の表示 後記のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 平成 年 月 日、買主 (本人氏名) は、本件不動産の買戻特約付売買契約を締結し、愛知県住宅供給公社から (本人氏名) に、平成 年 月 日 受付第 号により所有権移転登記及び買戻特約の登記をした。
- (2) 平成 年 月 日、買戻期間が満了した。
- (3) よって、平成 年 月 日、買戻権は消滅した。

上記のとおり相違ない。

令和 年 月 日

義務者 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号
愛知県住宅供給公社
理事長

不動産の表示

所 在
地 番
地 目
地 積

所 在
家屋番号
構 造
床 面 積

※マンションの場合

一棟の建物の表示

所 在
建物の名称

専有部分の建物の表示

家屋番号
建物の名称
種 類
構 造
床 面 積

敷地権の表示

土地の符号
所在及び地番
地 目
地 積
敷地権の種類
敷地権の割合